

# 令和5年度 輪島市立大屋小学校いじめ防止基本方針

## I いじめ防止等に対する基本姿勢と組織

### (1) いじめに対する基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権を著しく侵害し、児童の心身の健全なを阻害し、人格の形成などに甚大かつ重大な危険を生じさせるものであり、絶対に許されない行為である。

「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ことを念頭に、「未然防止」、「早期発見」、「早急な対応」について大屋小学校として共通理解を図り、組織的に対応していく。

特に、本校では、いじめの予防的な指導と早期発見に特に重点を置いて取り組んでいくとともに、いじめが起きてしまった場合には、児童の尊厳を重視し、教育委員会をはじめとする各関係機関と連携をとりながら、組織的に適切な対応に全力で取り組むようにする。

さらに、児童が安心して学校に通える学校の実現と維持のために、いじめについての取り組みを評価し、改善を加えていくようにする。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【文部科学省 いじめ防止対策推進法 第2条】

### (3) 大屋っ子いじめ問題対策チームの常設【同法 第22条】

#### ①構成

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・高学年担当・低学年担当  
・いじめ対応アドバイザー・スクールカウンセラー

#### ②役割

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- 教職員への共通理解と意識啓発
- 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
- 重大事案への措置
- 関係機関との連絡

### (4) いじめ防止基本方針の策定【同法 第13条】

児童生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめの防止等のための基本的な方針やいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを参酌して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大屋小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

- ①4月の職員会議等で読み合わせる機会を設け、全職員で共通理解を図る。
- ②大屋っ子いじめ問題対策チームが本基本方針の見直しを図るものとする。見直しは年に1回以上とする。

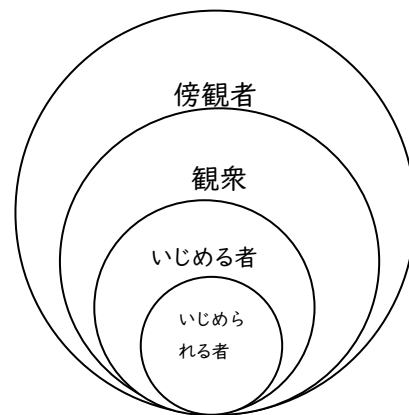
## 2 いじめの理解

### (1) いじめの理解

- ・いじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・けんかは除くが、外見的にけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ・被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。
- ・いじめにあたと判断した場合において、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。行為を行った児童の悪意などを吟味し、対応する必要がある。

### (2) いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく「観衆」としてはやしたたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が表れるような学級経営を行うことが大切である。



### (3) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス・集団内の異質な者への嫌悪感情・ねたみや嫉妬感情・遊び感覚やふざけ意識・いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

## 3 いじめの未然防止

未然防止の基本となるのは、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心安全の学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自身が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものと期待される。

### (1) 分かる授業づくり

- ・いじめの背景に心理的なストレスがかかっていることを踏まえ、**安心して学べる授業の実現に向けて教師の授業力を向上させるために校内研修の充実を図る。**
- ・**規範意識を高め、落ち着いた環境で学習させるために学習規律を定着させる。そのためにルールを焦点化して示し、他者評価や自己評価によって「できる実感」を持たせる。**

### (2) 道徳教育や人権教育等の充実

- ・道徳教育推進教師を中心とした道徳授業の改善と、それを要とする普段の取り組みでの道徳的実践力の向上を図る。

### (3) 規範意識の育成

- ・学校のルールを焦点化して示し、児童に見えるようにする。
- ・ルールについて自分をふり返ったり、他者から評価されたりする機会を設ける。

#### (4) 児童会などが中心となる取り組み

##### ① 児童会組織について

- ・各委員会の役割を明確にして、一人ひとりに役割があり、責任を果たすことができるような活動とする。
- ・集団の一員であることに自覚と責任を持ち、安心・安全な学校を自分たちで作っていくという主体的な意識を養うことで自己有用感を高める。

運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大屋っ子タイムの運営、司会進行を担当する。</li> <li>・学校全体に関わる問題について提案し改善できるように取り組む。</li> </ul>
体育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館・グラウンドの自治的管理を担当する。</li> <li>・全校児童の運動を促進するような取り組みの企画立案を行う。</li> </ul>
放送委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一日の活動が時間通りに行われるための校内放送を担当する。</li> <li>・給食時の放送を工夫し、静かに楽しく聞ける内容を企画する。</li> </ul>
健康委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健や食育といった、児童の健康に関わる活動を担当する。</li> <li>・歯みがき・手洗いなどの推奨や食事に関する啓発を行う。</li> </ul>
図書委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書の貸出業務を担当する。</li> <li>・読書の推奨や図書室の使い方に関する啓発を行う。</li> </ul>

##### ② 児童会の取り組みについて

- ・運営委員会及び各委員会の委員長が中心となって、年間を通していじめ防止を全校に呼びかける。
- ・人権週間に各家庭で人権標語を作る。作った人権標語は校内掲示し、全校児童で共有する。
- ・児童会が主体となってあいさつ運動を行う。

##### ③ 縦割り班について

- ・運動会やマラソン大会、縄跳び大会等の行事において縦割り班活動を取り入れ、異学年交流を行うことで児童の豊かな情操と道徳性を培い、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

#### (5) 体験活動を取り入れた取り組み

- ・輪島まだら、三夜おどりなど地域の伝統的な文化に触れ、体験する。その活動を通して地域の先生に教わることでいろいろな人と関わる。

#### (6) 家庭や地域と連携した取り組み

- ・児童だけでなく、家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。
- ・いじめアドバイザー、スクールカウンセラーなどの関係機関を活用するなど、いじめ防止のために家庭・地域・諸機関が相互に協力できる関係づくりをすすめる。

#### (7) 情報モラル教育

- ・外部の関係機関と連携し、情報モラル学習会を開催する。

#### (8) 教職員の姿勢

- ・児童の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取る。
- ・不安や悩みに目を向け、児童の内面への共感的理解を図る。
- ・一人ひとりの教職員による、多面的な児童理解を促進する。

・教職員間で相談・協力できる風通しの良い環境を整える。

<児童との関わりについて>

児童との信頼関係を築く（普段からの声かけ、寄り添った対応 など）

児童が相談しやすい環境をつくる（話しかけやすい接し方、話しかけやすい機会 など）

児童とふれあう時間を大切にする（休み時間、清掃時間、学級活動、学校行事 など）

児童の友人関係を把握する（情報の共有、教育相談、各種アンケート など）

児童の様子を観察し、変化を見逃さない（「違和感」の察知 など）

児童の変化に気づいたら過小評価をしない（複数の目で判断、組織的な対応 など）

## 4 いじめの早期発見

### (1) いじめアンケートの実施

- ・生徒指導委員会は月1回いじめアンケートを実施するよう各担任に指示し、児童の状態を把握する。
- ・アンケートの結果から「いじめられている」と回答した児童に聞き取りを行う。
- ・回答する児童が「いじめられている」と答えたケースは全て聞き取りを行い、詳細な情報を集める。
- ・大屋っ子いじめ問題対策チーム（校長・教頭・教務・生徒指導主事・養護教諭・当該学年担任）を招集し、共通理解と今後の指導について方策を立てる。

### (2) 小さなサインを見逃さない取り組み

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- ・生活ノートや連絡帳等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ・教員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

### (3) 教育相談体制の充実

- ・アンケートなどをもとに、定期的な教育相談をする。
- ・児童が普段からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- ・児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・スクールカウンセラー等の効果的な活用を図る。
- ・大屋っ子いじめ問題対策チームを常設し、平時から情報を共通理解する。

## 5 いじめに対する措置

### (1) 組織的な対応

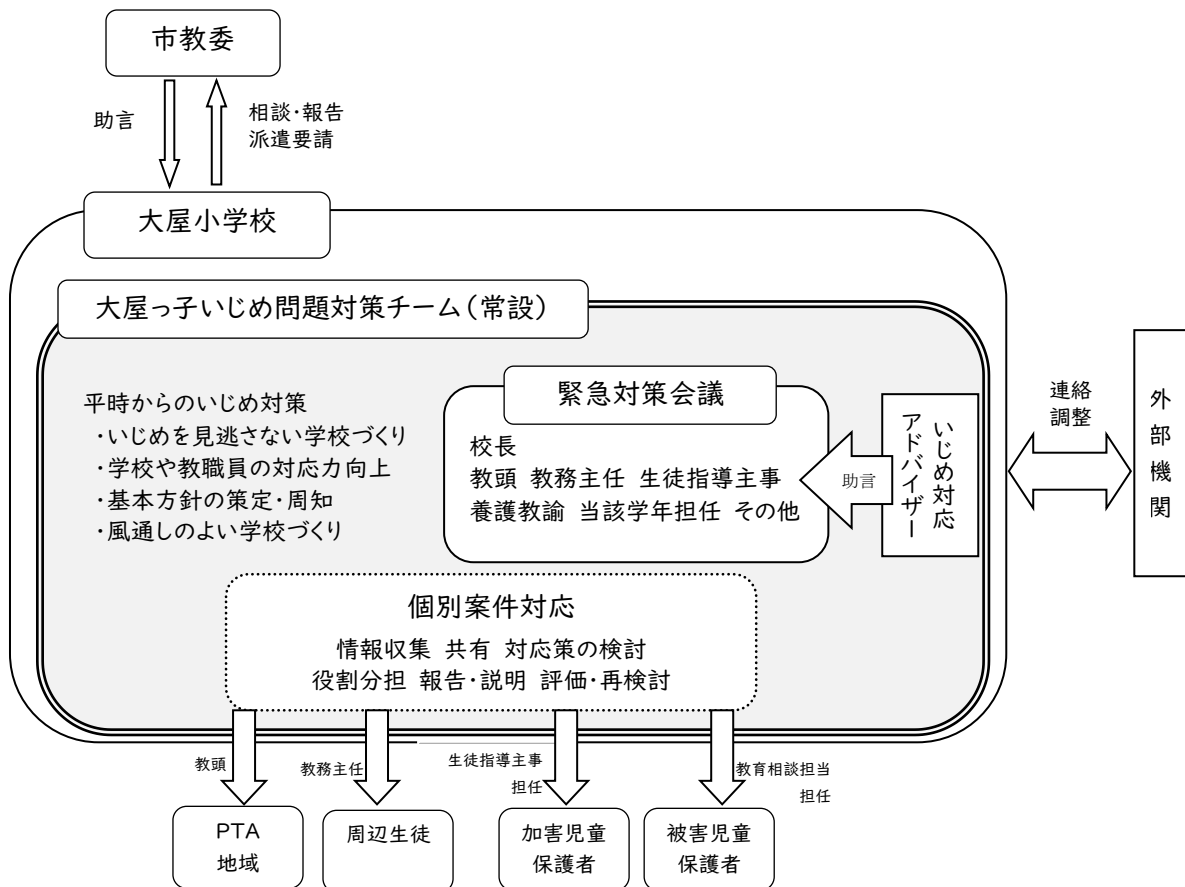
- ・緊急対策会議（校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・当該学年担任ほか校長が必要と認めた者）を招集し、情報の収集と共有を図り、指導の方針を決めて指導する。

### (2) いじめ対応アドバイザーの活用

- ・いじめ対応アドバイザーを招聘し、指導・助言を受ける。
- ・学校の取り組みやいじめ案件への対応を評価し、今後活かしていく。

### (3) いじめ対応マニュアル（別添）

- ・普段からいじめ対応マニュアルに沿って、組織的に対応する。



#### (4) 児童や保護者への対応

##### ア いじめられている児童への対応

###### 【学校】

- ・いじめられている児童を必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させる。
- ・じっくりと児童の気持ちを受容し共感的に受け止め、心の安定を図りながらいじめの事実関係を正しく把握する。
- ・指導後の児童の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・児童の長所を積極的に見つけ認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、自信を持たせる。
- ・いじめられている児童を守り通すという観点から、緊急避難として欠席や転校措置など保護者と相談しながら弾力的に対応する。

##### イ いじめている児童への対応

- ・頭ごなしに叱るのではなく、いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聞き、実態をできるだけ把握する。
- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が表面に出てこないことがあるため、いじめ集団内の力関係や一人一人の言動をもとに、正しい分析をして指導する。
- ・いじめた児童の立ち直りに向けて、保護者と連携を取りながら適切に対応する。

- ・保護者には指導の内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていく。
- ・いじめが解決したと思われても、表面的な様子で判断することなく継続的に十分な注意を払い、折に触れながら指導を行う。

#### ウ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・友達がいじめられているのを傍観するのではなく、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童には、それがいじめに荷担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で、いじめは絶対に許されない行為であるという意識を行き渡らせる。

#### エ いじめられている児童の保護者への対応

- ・いじめの訴えだけでなく、些細のことにも真摯に耳を傾け、誠意ある対応に心がける。
- ・いじめが発見されたら、家庭訪問や来校を求めするなどして話し合いの機会を早急にもち、学校としていじめられている児童を守り通すことを伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯などを保護者に伝える。また、学校での様子や指導の経過などをこまめに伝える。
- ・家庭での子どもの様子について、小さな変化でも学校に連絡してもらうように要請し、継続的に連携していく。

#### オ いじめている児童の保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、教師が仲介役となっていじめられた児童の保護者と協力し、いじめを解決するために保護者同士理解し合うよう要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示し、家庭でも言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・児童の変容を図るために、児童との関わり方や家庭教育の在り方について保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

## 7 インターネットを通じて行われるいじめの未然防止

### (1) ネットいじめ未然防止について

- ・インターネットツールの所持について調査し把握する。
- ・インターネットの利用状況について調査し把握する。
- ・ネットいじめについて教職員が理解するとともに、保護者にもこれらの理解を求めていく。
- ・児童が携帯電話など端末を所持する場合は、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努める。
- ・SNS やメッセージアプリ、や携帯メールなどによるコミュニケーション、オンラインゲームの特徴を知らせ、ネットのマナーを教えていく。
- ・ネットいじめには、「メールや書き込みによる悪口」「グループチャットなどからの仲間はずし」「名誉毀損やプライバシーの侵害」があることを周知させる。
- ・インターネットの正しい使い方について外部講師を招いて学習する機会をもつ。

### (2) ネットいじめの対応について

- ・ネットいじめの対応に当たっては、より速やかで適切な対応が求められ、保護者や連携機関との連携が重要である。

- ・仲間はずしについては、被害児童及び加害児童双方から十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・掲示板等への不適切な書き込みは、いったん保存し、被害拡大を防ぐ上ですぐに削除する。削除ができない場合には、県警察本部サイバー犯罪対策課、子ども人権110番等に相談する。
- ・名誉毀損やプライバシーの侵害などがあつた場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じ、関係機関の協力も求める。

## 8 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

- ・児童の生命や心身、財産に被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめによって、被害児童が一定期間欠席している疑いがあると認めるとき。

### (2) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合には、すぐにいじめ問題対策チームを招集し、事態の把握に努める。その際には、児童にアンケートを行ったり、聞き込みを行ったりするなど情報収集に努め、時系列に沿った正確な状況を明らかにする。
- ・このいじめによって、該当児童以外の児童の心身にも影響を及ぼす疑いがあるときは、スクールカウンセラーを中心に面談を実施し、児童の心のケアに努める。
- ・必要に応じて、保護者全体に事態を説明する機会を設け、保護者からの意見があれば真摯に受け止め、今後の指導に活かしていく。

## 9 取組の検証と見直し

未然防止の取組みについて検証および見直しを行うために以下のことに取り組む。

- ・生徒指導の三機能を生かした指導についての校内研修を年2回実施する。
- ・児童理解の会を学期に1回実施し、気になる児童の情報を共有する。このほかに毎月職員会議において気になる児童の情報を共有する。
- ・児童対象にいじめ及び学校生活に関するアンケートを毎月実施する。併せて保護者対象のアンケートを学期に1回実施する。

本基本方針の取組状況を検証する方法として、いじめ認知件数、いじめアンケートの結果を用いる。併せて年2回の学校評価にいじめ未然防止の取組に関する項目を設け、肯定的評価が90%以上をA基準とし、基準に満たない場合は、取組を見直し、本基本方針の改善に生かしていく。

## いじめの早期発見のためのチェックポイント

### (1) 登下校

- 集団から離れて登下校している。
- 早退や一人で登下校することが増える。
- 他の子のかばんなどを持たされている。

### (2) 授業前

- 体調がすぐれないということをよく訴える。
- 落ち着きがない。
- 学習意欲が減退し、忘れ物が多くなる。
- 一人だけ遅れて教室に入る。
- 机、教科書、ノートなどが汚されていたり、落書きされていたりする。
- 涙を流した跡がある。
- 周囲が何となくざわついている。
- 席を替えられている。

### (3) 授業中

- 発言を冷やかされたり、やじられたり、笑われたりして、みんなの笑いものにされる。
- グループ分けで孤立しがちである。
- おどおどして発表をためらったり、うつむいたりしている。
- たびたびトイレや保健室に行きたがる。
- 頭痛や腹痛を頻繁に訴える。
- 席替えなどで特定の児童の隣や、同じ班になることを嫌がる。
- 隣と机をつけない。
- ふざけた雰囲気の中で、学級委員や班長などに選ばれる。
- 不まじめな態度で授業を受ける。
- ふざけた質問をする。
- テストを白紙で出す。

### (4) 休み時間

- 遊びの中で孤立しがちであり、一人であることが多い。
- 用もないのに、職員室や保健室に出入りすることが多い。
- ドッジボールなどで、集中してボールを当てられる。
- 遊び道具の片づけをさせられている。
- 必要以上に、教職員に話しかけてくる。
- 所属グループがよく変わる。

### (5) 給食時

- 配膳や後片付けで、避けられている。
- 食べ物にいたずらされることがある。
- 給食を残したり、食欲がなくなったりしている。
- いつも片づけをしている。
- 当番のとき、仕事を押し付けられてやらされている。

### (6) 清掃時間

- 仕事を押し付けられ、やらされている。
- 一人だけ離れた場所で掃除をしている。
- いつも後片付けをしている。
- 特定の児童の机やイスだけが、取り残されている。

### (7) 放課後

- 衣服が不自然に汚れていたり、ぬれていたりする。
- 用もないのに残っている日がある。
- 職員室の周りをうろうろしている。
- 靴などがなくなってしまうことがある。
- 配布したプリント類が渡らないことがある。
- 教師が近づくと、集団が黙り込んだり分散したりする。
- 急いで一人で帰宅する。
- 他の子の荷物を持って帰る。